



# 内閣府 平成24年度税制改正要望

1. 地域活性化の推進 ..... 1  
○構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充
2. 民間資金等活用事業(PFI)の推進 ..... 3  
○公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
3. 特定非営利活動等の促進 ..... 5  
○認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化
4. その他要望事項 ..... 7  
○特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例  
○公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度  
○子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置  
○国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置 等

内閣府副大臣 後藤 齋

# 1. 地域活性化の推進

## ○構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充

### 要望の背景・必要性

- 特産酒類(リキュール等)の製造事業において使用可能な原料について、地域の特産物である農産物に限らず、地域で豊富に採捕される水産物等を有効活用したいという地域からの要望に適切な対応が必要。あわせて、災害等への適切な対応も必要。

(注) 構造改革特別区域等の認定を受けることで、地域の特産物を原料としたリキュール等(特産酒類)の製造については、免許の要件の一つである最低製造数量基準が緩和される。

- これらについては、構造改革特別区域推進本部において、「原料の多様化に係る拡充提案については、その内容を更に具体化する等、引き続き検討を行うこととする」とされているところ。(平成23年3月30日 本部決定)

### 要望の概要

特産酒類の製造事業において、使用可能な原料について、以下のとおり拡充する。

- 現行の農産物に加え、水産物等を使用可能とする。
- 災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする。

### 期待される効果

- 地域特産物の販売促進や観光客数の増加等の効果が期待される。
- これまで酒類の製造免許を取得できなかった小規模な事業者等による製造免許の新規取得数(酒税の納税対象者)の増加が期待される。

# 特産酒類の製造事業に係る原料の拡充

## <現行の特例措置の効果>

- 「特産酒類の製造事業」を活用した特区 31件（平成23年6月29日現在）
- 具体的には、以下のような効果が発現（構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会調査結果（平成22年10月））
  - ・ 地域の雇用の創出
  - ・ 観光客数の増加
  - ・ 特産地としてのPR効果
  - ・ 生産者の意識の向上
  - ・ 地域農業の活性化

地域の活性化としての意義が大きいことから**特区として当分の間存続させる。**

（平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部決定）

## <さらなる地域の活性化に向けた地域からの要望>

使用可能な原料について、

- 現行の農産物に加え、水産物等を使用可能として欲しい。（新潟県佐渡市）
- 災害等により特区内で生産された特産物を原料にできない場合、特区以外の地域で生産された特産物を使用可能として欲しい。（長野県東御市）

原料の多様化については、**その内容を更に具体化する等、引き続き検討を行う。**

（平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部決定）

どぶろく特区や果実酒・リキュール特区が一定の成果を上げている中、原料について、農産物に限らず、地域で豊富に採捕される水産物等を**有効活用したいという地域からのニーズに適切な対応**が必要。あわせて、災害等への適切な対応も必要。

## 2. 民間資金等活用事業(PFI)の推進

### ○公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設

#### 要望の背景・必要性

- 1 昨年閣議決定された「新成長戦略」において、PFI事業規模について、2020年までに少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指すこととされ、その実現のため、コンセッション方式の導入等PFI制度の拡充を2011年に行うこととされた。公共施設等運営権の創設等を盛り込んだ改正PFI法が先の通常国会で成立し、本年6月公布。
- 2 公共施設等運営権はその設定や抵当権の設定などについて公共施設等運営権登録簿に登録されるが、その際登録免許税が課税される。
- 3 公共施設等運営権を活用したPFI事業規模拡大のため、登録免許税の軽減措置が必要。

#### 要望の概要

現在のところ平成24年度に公共施設等運営権を活用したPFI事業を行うことが予定されている、PFI法に規定する社会福祉施設分野及び観光施設分野における公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望する。

#### 期待される効果

登録免許税の軽減は公共施設等運営権を活用したPFI事業実施に要する費用の軽減につながることから公共施設等運営権の価値の向上につながり、地方公共団体の公共施設等運営権を活用したPFI事業導入のインセンティブとなる等公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。

なお、登録免許税が軽減されることにより、社会福祉施設分野及び観光施設分野の公共施設等運営権を活用したPFI事業が増加すれば、そのVFMを考えれば税収減をはるかに超える効果がある。

# 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

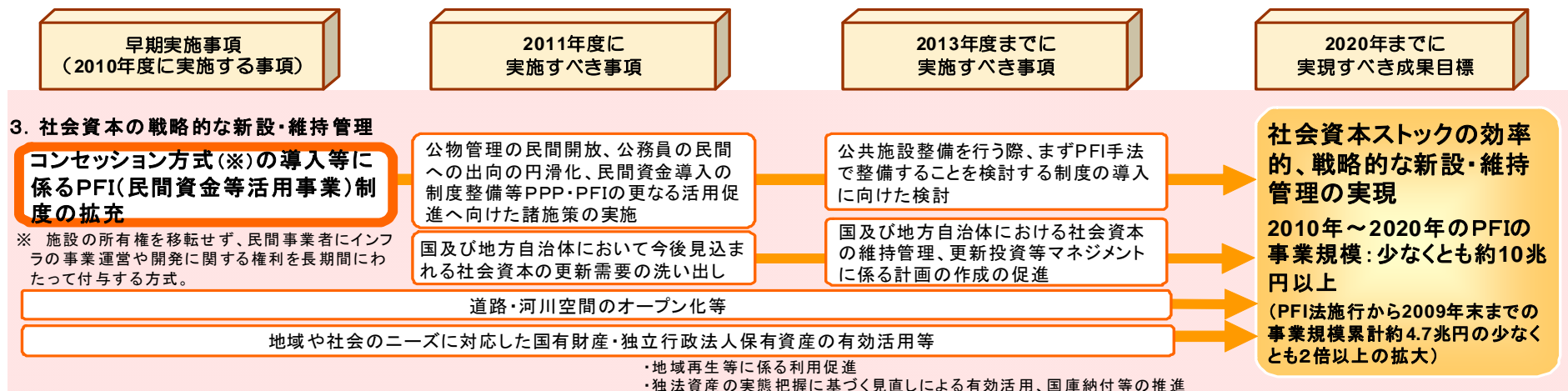
### 14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため、PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。

これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す。

(※)公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。

## IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～





### 3. 特定非営利活動法人等の促進

#### ○認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化

##### 要望の背景・必要性

「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手である特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の一層の活発化が必要である。特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤を強化するため、今まで以上に寄附が集まりやすくなる制度的仕組みとして寄附金控除を年末調整の対象とすることが望まれる。寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者側の負担が軽減され、法人側では寄附が集まりやすくなるため、双方にメリットが生じることとなる。

##### 要望の概要

認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人における寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること。

##### 期待される効果

- 寄附者の利便性向上による寄附額の増加
- 寄附額の増加による特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤の強化
- B: 特定非営利活動法人、公益社団・財団法人に対する寄附額の増加／  
C: 会社、事業主等の事務負担の増加－確定申告者の事務負担の軽減

# 平成24年度税制改正要望(寄附金控除の年末調整化)について

個人が認定NPO法人や公益社団・財団法人に寄附した場合

内閣府

個人が各年において支出した認定NPO法人や公益社団・財団法人に対する寄附金でその寄附金の額が2,000円を超える場合には、確定申告を行うことにより、寄附金控除(所得控除)又は寄附金税額控除(税額控除)のいずれかを選択し、控除を受けることができる。

現行制度  
(確定申告による控除)

寄附先(認定NPO法人や公益社団・財団法人)から受領した領収書を確定申告書に添付して確定申告

平成24年度  
税制改正要望

寄附金(税額)控除の年  
末調整化

改正後  
(年末調整による控除)

寄附先(認定NPO法人や公益社団・財団法人)から受領した領収書を源泉徴収義務者(会社や事業主等)に提出して年末調整

## 年末調整における所得控除の種類

- |          |               |          |
|----------|---------------|----------|
| ○社会保険料控除 | ○小規模企業共済等掛金控除 | ○生命保険料控除 |
| ○地震保険料控除 | ○寡婦、寡夫控除      | ○勤労学生控除  |
| ○障害者控除   | ○配偶者控除        | ○配偶者特別控除 |
| ○扶養控除    | ○基礎控除         |          |

## 4. その他要望事項

### ○特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例

#### 要望の背景・必要性

「日本再生のための戦略に向けて(平成23年8月5日閣議決定)」を受け、地域再生法を改正し、小規模商店の撤退による高齢者等の買物難民化や、間伐が行われないことによる山林の荒廃等の課題に対応した地域づくりを推進することとしている。現在、一般社団や一般財団法人等が高齢者の買物等の支援や、間伐による山林保全等の取り組みを行っている地域もあるが、これらの法人は事業継続のための資金が不足している。

このため、今後、こうした法人に対する民間による寄附の活発化につながる支援策を講じ、こうした買物支援等の取り組みの普及と活性化を図る。

#### 要望の概要

地域再生法に基づき、地方公共団体が、人口減少・長寿社会等に対応した、買物支援や間伐による山林保全等の課題に資する特定地域再生計画(仮称)の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が指定する法人に対する寄附金について、特定公益増進法人と同様の寄附金の損金算入限度額を適用する。

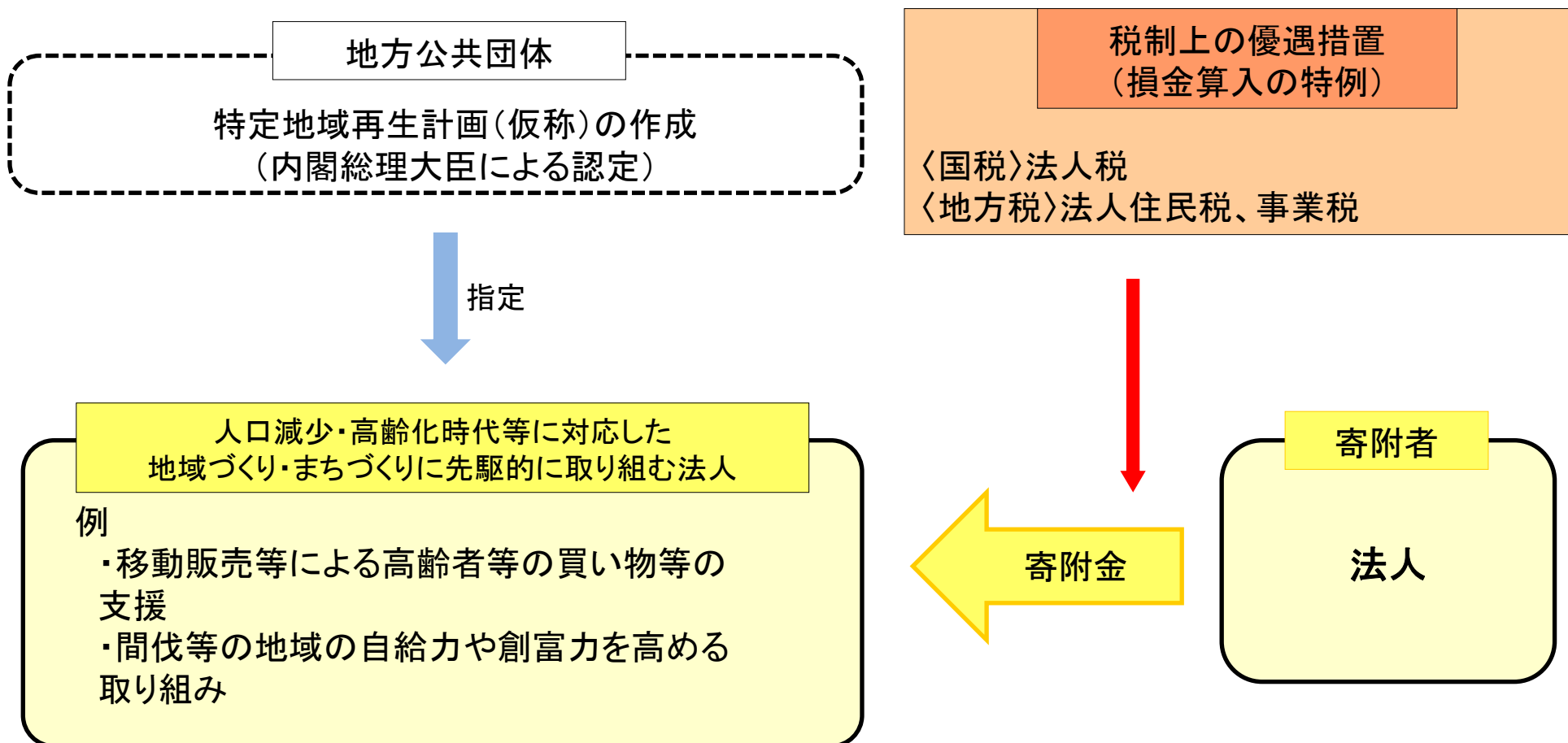
#### 期待される効果

本特例措置により、高齢者の買物支援や間伐による山林保全を担う法人の活動が促進され、急激な人口減少・高齢化時代において必要となっている、買物支援や間伐等の活動の促進による地域の活性化と、民間が対応することによる行政コストの削減等につながる。



## 特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例

地域において先駆的に、移動販売等による高齢者の買い物支援の取り組みや、間伐等の地域の自給力や創富力を高める取り組みを行う特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合等への法人からの寄附について、税制上の優遇措置を設け、人口減少・高齢化時代等にふさわしい地域づくり・まちづくりを推進する。



## 4. その他要望事項

### ○公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度

#### 要望の背景・必要性

特に東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど、新制度で誕生した公益社団・財団法人が、復興支援活動を中心とする公益活動を活発に実施しており、また、多くの国民が寄附、ボランティア活動に参加し、国民同士で助け合う活動が急速に増加している。（2,000以上の法人（特例民法法人を含む。）が震災復興支援活動を実施。）

現在までに全国で約2,100法人の公益公益社団・財団法人が新制度で誕生しており、今後、平成25年11月末の移行期間終了時までに全国で約1万法人程度が公益社団・財団法人となり、公益的な事業を行うことが見込まれる。

今後も防災・復興活動をはじめとして、教育、文化等の様々な分野において、民によるきめ細やかな公益活動の果たすべき役割が期待されており、この機会を逃さず一気に寄附文化を盛り上げ、今後活躍が期待されている「新しい公共」の活動の基盤を確固たるものとしなくてはならない。

#### 要望の概要

「新しい公共」の担い手の中でも特に、認定を受けるにあたって国会の同意を受けた公益認定等委員会や各都道府県知事が任命する第三者委員会において、事業の公益性、組織の透明性、ガバナンス等の厳しい審査を受けている公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるパブリックサポートテストを満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。

#### 期待される効果

政府の目標として、「民による公益の増進」が掲げられており、これまで、官が担ってきた公共を民にシフトすることが求められている。すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とすることで、約3億円の税収減が見込まれるが、少額の寄附者にとってより減税効果の大きい税額控除が選択できることにより市民からの寄附が増加し、東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど活発化している公益社団・財団法人等による公益活動が一層充実し、さらなる民による公益の増進が見込まれる。

# 公益社団・財団法人の公益認定、ガバナンスについて

公益社団・財団法人となるためには、公益認定等委員会において、認定基準等を満たしていることを認められて公益認定を受けることが必要。

- 認定基準①定款の内容が一般法人法及び認定法に適合するものであること  
②認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること

## 1. 公益法人となるための厳しい要件(認定法5条に掲げられる全18項目)

認定法第5条各号(主なもの)

- (1) 経理的基礎を有すること
- (2) 技術的能力があること
- (3) 特別な利益を与える行為を行わないこと
- (4) 収支相償であると見込まれること
- (5) 公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること。
- (6) 遊休財産額が制限を超えないと見込まれること。

【公益目的事業とは】

- A. 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、
- B. 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう

## 2. 公益認定等委員会での審査

・人格が高潔である、優れた識見を持つ等の要件を満たす者から国会の両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。

## 公益社団・財団法人への公益認定

認定後もガバナンス確保のためのチェック等が行われる。

- 各事業年度において、計算書類、事業報告等の作成、報告、閲覧
- 行政庁による事務所への立入検査、質問等の監督
- 取り消し事由に該当する場合には、公益認定の取り消し

等

## 4. その他要望事項

### ○ 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置

#### 要望の背景・必要性

○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの構築に向けた議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。

○子ども・子育て新システムの構築に向けた今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議決定）において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。

#### 要望の概要

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供するものとして学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることがを要望する。

#### 期待される効果

幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。

## 子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

### ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援  
(子どものための現金給付、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
  - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
  - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

### ■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

#### ○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ○社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

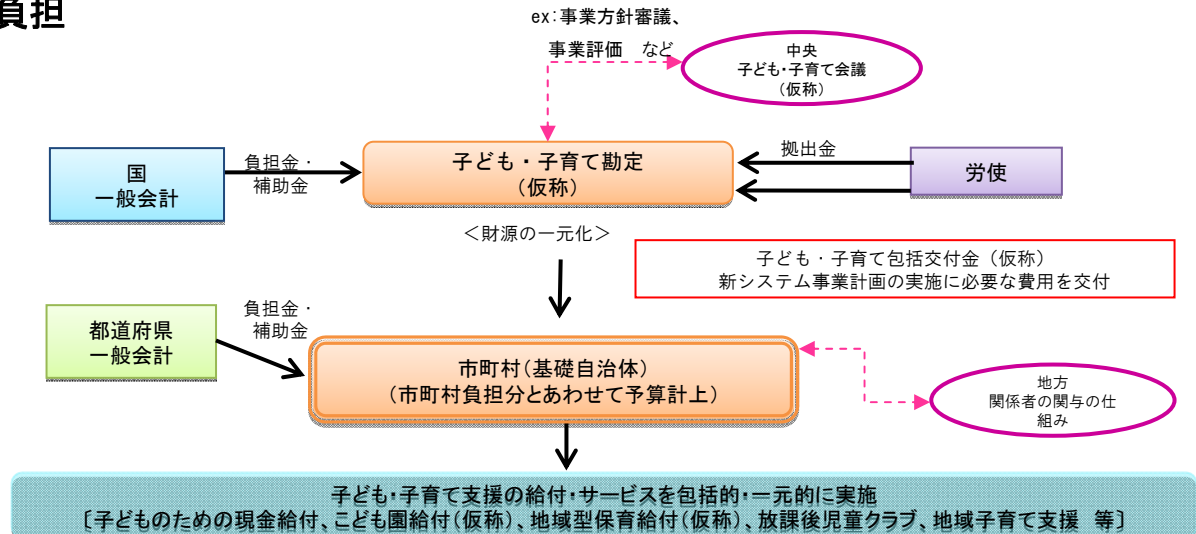
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

#### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

#### ○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。



## 4. その他要望事項

### ○国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置

#### 要望の背景・必要性

国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設については、「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)において、国の研究開発機関に関する新たな制度の検討として「関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。」とされており、第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)においても、「国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。」とされている。

#### 要望の概要

国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設に伴い、同機関に対して国税、地方税における所要の措置を講ずること。

#### 期待される効果

国の研究開発を担う新たな機関に対して国税・地方税における所要の措置が講じられることにより、同機関の機能強化が図られる。

## 国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる所要の措置[法人税、固定資産税等]

国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

### 【背景】

<新成長戦略実現2011>  
(平成23年1月25日閣議決定)

国の研究機関に関する新たな制度の検討として関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める。

<第4期科学技術基本計画>  
(平成23年8月19日閣議決定)

国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。

新制度の創設にあたり、国税・地方税における所要の措置

国の研究開発を担う新たな機関

目標・効果

・国税・地方税における所要の措置を講ずることにより、国の研究開発を担う新たな機関の機能強化を図る。